

## 千葉県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等を中途退学した後、再び私立高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づき交付する高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、授業料に充てるための学び直し支援金を交付することとし、その交付については、千葉県補助金交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等
- (2) 私立高等学校等 法第2条に規定する高等学校等のうち国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置するものであって、県内に所在する高等学校等をいう。
- (3) 生徒 前号に規定する私立高等学校等に在学する生徒をいう。

### (設置者への委任)

第3条 生徒は、学び直し支援金の受領及び受領に必要な事務手続きについては、私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）に委任するものとする。

### (交付対象)

第4条 この要綱に定める学び直し支援金の交付対象は、次の各号の全てに該当する生徒のうち、知事による受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する設置者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学

校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

(5) 高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

(7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（受給資格の認定等）

第5条 第4条第1項の受給資格の認定その他必要な事項については、別途、知事が定めるものとする。

（交付額）

第6条 学び直し支援金の額は、受給資格認定者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

（交付申請）

第7条 規則第3条の規定により学び直し支援金の交付を申請しようとする設置者は、別に知事が定める期日までに千葉県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 受領した学び直し支援金をその有する当該受給資格認定者の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、学び直し支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、学び直し支援金の授受に関するすべての関係書類とともに学び直し支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(2) 学び直し支援金の交付に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

（交付の変更）

第9条 設置者は、規則第6条の規定により通知を受けた交付の決定の内容を変更

しようとするときは、あらかじめ千葉県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、設置者は、学び直し支援金の交付を受けた年度の終了日から起算して10日を経過した日までに、千葉県私立高等学校等学び直し支援金実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（請求）

第11条 規則第15条の規定により学び直し支援金の交付の請求をしようとするときは、千葉県私立学校等学び直し支援金交付請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第12条 規則第16条第2項の規定により、学び直し支援金の概算払を受けようとするときは、千葉県私立高等学校等学び直し支援金概算払請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（設置者の責務）

第13条 設置者は、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項及び学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。